

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

市町村名 (市町村コード)	大分市 (4 4 2 0 1)	
地域名 (地域内農業集落名)	植田 3 (餅田、中島、東院、宮苑)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 7 月 10 日 (第 2 回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎データ】

組織：多面的活動取組組織… 1

主な作物等：水稻、ニラ

- ・ 農業従事者の高齢化や後継者不足により、担い手が減少している。
- ・ 耕作放棄地が増加している。
- ・ 一部（宮苑）で基盤整備事業を実施している。未実施の農地は形状が悪く、耕作放棄地の増加を防ぐためにも事業実施への要望がある。
- ・ 農業資材が高く、収益が少ない。農業用機械が購入できない。
- ・ 鳥獣被害（イノシシ）がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 水稻を中心とした農業を継続する。
- ・ 担い手不足に対応するため、人材の育成に取り組む。
- ・ まとまりのある農地を活用しやすい仕組みづくりを行う。（農地中間管理機構の活用）

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	100 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	100 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地等とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じ、目標地図に位置付けられた者への集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
集約化を目指し、農地所有者による農地中間管理機構への貸し付けを進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
一部（宮苑）で基盤整備事業を実施済である。 今後の予定はない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会、JA、農地中間管理機構と連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を進めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
—				

地域計画の変更にかかる協議

令和7年7月10日
・地域計画に位置付けられた農地1筆について、農用地区域内の農地指定解除に伴い、地域計画の範囲から除く。